

了鳥取県公報

平成16年7月2日(金) 第7599号

每週火 金曜日発行

次 目

告	示	身体障害者福祉法による医師の指定 (489) (障害福祉課)1				
		結核予防法による医療機関の指定 (490) (健康対策課)	. 1			
		結核予防法による医療機関の指定の辞退 (491) (〃)	. 2			
		土地改良事業の協議の適否の決定 (492) (耕地課)	. 2			
		保安林の指定の解除 (493) (森林保全課)	. 2			
		保安林の指定施業要件の変更予定 (494) (*)	. 3			
調達	公告	随意契約の相手方の決定 (産業開発課)	. 3			

告	示
_	

鳥取県告示第489号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者 福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山 善

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏	名	勤 務 先
小 児 科	じん臓機能障害	林	篤	米子市西町36 - 1
				鳥取大学医学部附属病院
整形外科	肢体不自由	小谷	泰広	岩美郡岩美町大字浦富652
金ガンハイイ				岩美町国民健康保険岩美病院
あな ガくんし 毛刈	肢体不自由	尾﨑	まり	米子市車尾四丁目17 - 1
整形外科				独立行政法人国立病院機構米子医療センター

鳥取県告示第490号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行 令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月2日

2 平成16年7月2日 金曜日 鳥 取 県 公 報

第7599号

鳥取県知事 片 山 善博

名称	所在地	指定年月日	
うえます内科小児科クリニック	米子市安倍38 - 2	平成16年7月1日	

鳥取県告示第491号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核 予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、次 のとおり告示する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山 善博

名称	所在地	辞退年月日	
うえます内科小児科クリニック	米子市安倍38 - 2	平成16年 6 月30日	

鳥取県告示第492号

福部村が行う土地改良事業(単県農業農村整備事業八ノ尾澤地区区画整理)の協議については、審査した結果 適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成16年7月2日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
 - 福部村役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第493号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山 善博

1 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字戒213から215まで、217から219まで、220の1、220の3、221の2

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第494号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字拾歩一山3075、3076の1、3078の12、3078の3、字ソバ山ヶ谷3093から3096まで、字小 笹奥3097の1、3097の2、字平田山3109、3110、字小屋ヶ谷3111、字槙林3112の1から3112の3まで、字尻無 3175、3175の1、3176から3178まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

調 達公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月2日

鳥取県知事 片 山

IT研修業務 一式 1 調達件名及び数量

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成16年6月9日

4 契約の相手方の グローバルナレッジネットワーク株式会社

名称及び所在地 東京都渋谷区代々木三丁目22 - 7

5 契 約 金 額 33,272,764円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第

理由 2号に該当

7 契約事務担当部局 鳥取県商工労働部産業開発課

の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

4	平成16年7月2日	金曜日	鳥	収	県	公		第7599号
I								
I								
I								
I								
I								
1								
I								
1								
I								
1								
1								
1								
I								
I								
1								
I								
1								
I								
1								
I								
1								
I								
1								
I								
I								
l								
I								
1								
I								
I								
l								
I								
l								
I								
l								